

支所だより

各総合支所管内での身近な出来事や話題などを毎月お知らせするコーナーです。今月は東予総合支所から「絶滅の危機に瀕したトンボとその生息環境を守るための地元の動き」について紹介します。

東予総合支所

〒799-1394 周布349番地 1

TEL0898-64-2700

FAX0898-65-4363



次代の子どもたちにも引き継ぎたい地域の希少生物

絶滅の危機に瀕しているハッチョウトンボが生息できる

豊かな自然を守り次の世代に引き継ごう！

ハッチョウトンボを
ご存知ですか？

ハッチョウトンボとは、体長18ミリメートル前後で、日本産トンボ類の中では最小の種です。雄の体は紅赤色、雌は黄色で胸部に黒い紋があるかわいらしく美しいトンボです。サギソウやミミカキグサなどが生えるような湿地に発生する種で、6月から9月にかけて出現しますが、移動力は極めて弱いトンボです。

愛媛県のレッドデータブック（愛媛県内の絶滅の恐れのある野生生物の種について、生息状況等を取りまとめたもの）では、絶滅危惧Ⅰ種（絶滅の危機に瀕している種）に分類されており、県内では西条市での生息が確認されているだけです。

希少野生動植物を守る
愛媛県の取り組み

近年、過度の捕獲・採取や、埋め立て・護岸等の開発行為など、人間活動が直接与える影響をはじめ、里地里山の荒

廃や外来生物の影響等により、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕しています。

県では「野生動植物の多様の保全に関する条例」を定め、特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲・採取を禁止するとともに、これらの保護のために重要と認める区域を保護区に指定し、区域内における一定の行為に対し、知事の許可を必要とするなどの規制を設けています。

この条例に違反したときは1年以下の懲役または百万円以下の罰金に処されるなど、厳しい罰則も規定されています。

西条市における
ハッチョウトンボの状況

愛媛県内では、平成21年3月に、県が動物4種と植物9種、保護区6カ所を特定希少野生動植物・保護区として指定しています。その中で東予の庄内地区が、ハッチョウトンボの生息地として指定を受けています。

現在、保護区内の湿地では水量が少なく、ハッチョウトンボの生息に適した水深がない状態となっています。開発による環境の変化が、

ハッチョウトンボの生存を脅かしており、生息条件である水量の確保、水質および植生の保全のために、適切な管理を行う必要が生じています。

ハッチョウトンボの
保護・管理体制の確立を

特定希少野生動植物・保護区の指定後、県では愛媛大学の先生や、高知県四万十市の「トンボ王国（ゆとんぽと）自

そうした取り組みの中、ハッチョウトンボの保護や管理体制の確立のため、地元の土地改良区・自治会・老人クラブが主体となり「庄内ハッチョウトンボ保存会（仮称）」

の設立に向けた準備が、現在進められています。保存会の設立後は、生息状況や生息環境の調査・研究、その維持・改善だけでなく、生息地の監視活動や啓発・教育活動などを行う予定となっています。

県内でも庄内地区にしか生息しないハッチョウトンボ。豊かな自然環境が残されている証であり、地域の財産として次の世代の子どもたちに引き継いでいきたいものです。



▲学習会での愛媛大学農学部 酒井教授による講演



▲保護区の生息環境を保全する管理方法の現地研修